

令和2年10月
文化市民局

「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）」 に関する市民意見の募集について

本市では、コミュニティセンターの廃止に伴い、既存施設を社会資源として有効活用し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供するため、平成23年度から市内13箇所に「いきいき市民活動センター」（以下「いきいきセンター」という。）を設置しています。

いきいきセンターは、施設の設置当初から、指定管理者制度を導入し、それが独立した公の施設として、指定管理者を中心に、地域や利用者との「交流」、「協働」を通じ、特色ある施設への「進化」を目指すこととしています。

今後、いきいきセンターが真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設へと進化していくため、平成31年3月に京都市市民活動センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に「京都市いきいき市民活動センターの在り方について」を諮問し、令和2年3月に答申が提出されました。

答申を踏まえるとともに、本年5月～7月に実施したサウンディング型市場調査等を参考に、この度「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）」を取りまとめ、広く市民に意見募集を行いますので、御報告いたします。

1 基本方針（案）の概要（詳細は資料1参照）

（1）方針策定の目的

いきいきセンターが真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設へと進化していくため、今後のいきいきセンターの在り方について、基本的な考え方を示すことを目的に策定するものです。

（2）現状と課題

ア 貸館事業

利用件数が年々増加し、稼働率も上昇しており、市民活動団体、サークル等の活動拠点として定着していますが、施設によって利用状況に差が生じています。

イ 市民活動支援事業・市民活動活性化事業

市民活動支援事業として、市民団体等の相談・交流促進などを実施していますが、施設によっては、事業の認知度、利用頻度共に低くなっています。

市民活動活性化事業として、指定管理者の得意分野・専門分野を活かした取組が展開されていますが、中には地域のお祭りやイベントなど、いきいきセンターのない地域では、地域団体の自主的な財源により取り組まれている事業も含まれています。

ウ 高齢者ふれあいサロンの運営

利用者数が大きく伸びている施設もありますが、全体として、利用者が減少しています。

(3) 基本的な考え方

いきいきセンターの現状及び課題や、評価委員会の答申を踏まえるとともに、在り方の検討に係る各調査結果などを参考に、次のとおり施設運営の基本的な考え方を定め、次期指定管理期間（令和4年度開始）からの施設運営に反映します。

ア 指定管理業務の仕様の見直し

(ア) 貸館事業

利用が増加しており、市民団体や地域団体の活動拠点として定着していることを踏まえ、継続して実施することとします。

また、指定管理者のインセンティブの設定と利用者サービスの向上のため、利用料金制を導入し、利用料金を指定管理者が適正額に設定できるよう見直します。

そのうえで利用が見込めない施設については、改めて資産の有効活用の観点から活用方法を検討することとします。

(イ) 市民活動支援事業・市民活動活性化事業

指定管理者による提案制とし、評価委員会において内容審査及び実績評価を行うことにより、事業が発展・充実していく循環を構築します。

なお、市民活動活性化事業のうち、いきいきセンターがない地域では地域の自主的な財源により取り組まれている事業については、それぞれの状況を踏まえつつ、地域の活性化に向けて自立的に実施される取組への移行を進めていきます。

(ウ) 高齢者ふれあいサロンの運営

多世代が利用・交流する施設へ見直します。

また、指定管理者による提案制とし、評価委員会において内容審査及び実績評価を行うことにより、事業が発展・充実していく循環を構築します。

そのうえでなお、十分な活用が見込めない場合には、改めて資産の有効活用の観点から活用方法を検討することとします。

イ 施設の更なる進化に向けた活用提案の募集

公の施設としての運営にとらわれない柔軟な手法も含めた様々な活用方法を検討するため、サウンディング型市場調査を実施しました。当該調査結果を参考に、活用に係る諸課題の整理を進め、市民活動や地域活動の支援に意欲的な団体の自由な発想に基づく運営について、引き続き検討していきます。

ウ 老朽化する施設の対応方針

いきいきセンターの施設は、資産を有効活用する観点から既存施設を転用しており、利用可能な期間における暫定利用であるとも解されることから、多額の経費を要する大規模修繕等は行わないことを基本とします。

また、今後の施設の供用期間や活用方法については、京都市庁舎施設マネジメント計画や京都市市営住宅ストック活用計画などの考え方を踏まえ、いきいきセンター周辺地域全体の市有施設・敷地を最適活用する観点から方向性を定めていきます。

2 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和2年10月26日（月）～11月27日（金）

(2) 応募方法

持参、郵送、FAX、電子メール又は京都市情報館専用フォーム

(3) 配布場所

市役所案内所、区役所・支所、市立図書館、京都市市民活動総合センター、京都市いきいき市民活動センターなど

※本市ホームページにも掲載します。

3 今後のスケジュール（予定）

令和3年1月 京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針策定

令和3年5月 京都市市民活動センター条例改正（市会議案提案）

夏頃 第4期指定管理者募集

11月 指定管理者の指定（市会議案提案）

令和4年4月 第4期指定管理期間開始（新たな仕様での施設運営）

＜添付資料＞

資料1 … 「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）」

資料2 … 「京都市いきいき市民活動センターの在り方について 答申概要」

(案)

京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）について 市民の皆様からのご意見を募集します

意見募集の趣旨

いきいき市民活動センターは、コミュニティセンターの廃止（平成22年度末）に伴い、既存施設を社会資源として有効活用し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供するため、当該施設を転用する形で、平成23年度から市内13箇所において供用を開始しました。

設置当初から、それぞれが独立した公の施設として、指定管理者を中心に、地域や利用者との「交流」、「協働」を通じ、特色ある施設への「進化」を目指すこととしています。

設置から約9年が経過し、いきいき市民活動センターが真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設へと進化していくため、今後のいきいき市民活動センターの在り方について、基本的な考え方を示すことを目的として、この度、「京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針案」を取りまとめましたので、市民の皆様に広く御意見を募集します。

意見募集期間

令和2年10月26日（月）～11月27日（金）【必着】

提出方法

持参、郵送、FAX、電子メール又は市民意見募集ホームページ内の専用フォームからの送信（様式は自由です。御意見記入用紙を添付しています。）。

電子メール：shiminkatsudo@city.kyoto.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/bunshi/0000275905.html>

ご意見の取扱い

- お寄せいただきましたご意見につきましては、意見募集の終了後に、ご意見の概要を取りまとめ、個人に関する情報を除き、上記のホームページで公表します。
- ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承願います。

提出先（お問合せ）

京都市文化市民局地域自治推進室 市民活動支援担当（京都市役所分庁舎地下1階）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

T E L：075-222-4072 F A X：075-222-3042

京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）

第1. 方針策定の目的

京都市いきいき市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）は、コミュニティセンターの廃止（平成22年度末）に伴い、既存施設を社会資源として有効活用し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供するため、当該施設を転用する形で、平成23年度から市内13箇所において供用を開始しました。

設置当初から、指定管理者制度を導入し、それぞれが独立した公の施設として、指定管理者を中心に、地域や利用者との「交流」、「協働」を通じ、特色ある施設への「進化」を目指すこととしています。

本方針は、設置から約9年が経過し、いきいきセンターが真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設へと進化していくため、今後のいきいきセンターの在り方について、基本的な考え方を示すことを目的として策定するものです。

第2. いきいきセンターの性格と役割

1 設置目的

市民公益活動、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、京都市市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供しています。

2 コンセプト

京都市市民活動総合センターのブランチ機能を有しつつ、それぞれが独立した公の施設として、施設管理者を中心に、地域や施設利用者との「交流」、「協働」を通じ、それが特色ある施設へと「進化」していく在り方を目指すこととしています。

3 主な事業

(1) 貸館事業

市民公益活動、サークル活動等広く市民の自主的な活動のため、会議室等を使用することができます。

施設	料金
会議室、和室、音楽室	1時間100円
集会室	1時間200円
多目的ホール、料理室	1時間520円

(2) 市民活動支援事業・市民活動活性化事業

市民活動支援事業として、市民団体等の相談対応、団体間の交流促進、情報発信等を実施しています。また、市民活動活性化事業として、市民活動の活性化を目的としたイベントや、市民活動を支援するための各種講座や研修会等を実施しています。

(3) 高齢者ふれあいサロンの運営

主として、高齢者の憩いの場として自由に利用できます。また、従来、地域の集会所的な機能も担ってきた経過等を踏まえ、許可を得て、地域の自治会等による地域コミュニティ活動や葬儀等の実施のために利用できます。

第3. 現状と課題

1 貸館事業

- 利用件数が年々増加し、稼働率も上昇しており、市民活動団体、サークル等の活動拠点として定着しています。

利用件数：平成23年度（設置当初）15,397件 → 令和元年度46,682件（約3倍）

稼働率：平成23年度（設置当初）15.2% → 令和元年度：49.66%

- 高い稼働率を維持する施設がある一方で、稼働率が低迷している施設もあるなど、施設によって利用状況に差が生じています。

稼働率：令和元年度 最高76.5%，最低5.0%

2 市民活動支援事業・市民活動活性化事業

- 市民活動支援事業として、市民団体等からの相談対応、団体間の交流促進などを実施していますが、施設によっては、事業の認知度、利用頻度共に低くなっています。
- 市民活動活性化事業として、指定管理者の得意分野・専門分野を活かした取組が展開されていますが、中には地域のお祭りやイベントなど、いきいきセンターのない地域では、地域団体の自主的な財源により取り組まれている事業も含まれています。

3 高齢者ふれあいサロンの運営

- 利用者数が大きく伸びている施設もありますが、全体として、利用者が減少しています。

利用件数：平成23年度（設置当初）22,817件 → 令和元年度16,779件（△6,038件）

4 その他

- いきいきセンターの運営経費は、合計で年間2億5千万円です。

そのうち施設使用料などの収入は合計約2千万円であり、残りの約2億3千万円は税金でまかなわれています。

- 既存施設を転用しており、建築から50年を経過する施設もあるなど老朽化が進んでいることから、施設を継続して運営していくためには、今後、多額の経費が必要になる事態が想定されます。

第4. 施設運営の基本的な考え方

これらの現状と課題を踏まえた、いきいきセンターの在り方について検討を行うため、平成31年3月に、京都市市民活動センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し「京都市いきいき市民活動センターの在り方について」を諮問しました。評価委員会は、令和元年度内に6回にわたって今後のいきいきセンターの中長期的な在り方について審議し、令和2年3月に「京都市いきいき市民活動センターの在り方について 答申」（以下「答申」という。）が提出されました。

評価委員会の答申を踏まえるとともに、令和元年度に実施した指定管理者ヒアリングと利用者アンケート等の利用状況調査、令和2年度に実施したサウンディング型市場調査の結果などを参考に、いきいきセンターが、真に市民生活、市民活動を総合的に支援する施設へと進化していくため、次に掲げる考え方を基本とし、次期指定管理期間（令和4年度開始）からの施設運営を行います。

1 指定管理業務の仕様の見直し

(1) 貸館事業

貸館事業については、利用が増加しており、市民団体や地域団体の活動拠点として定着していることを踏まえ、各施設の稼動状況や利用者のニーズに合わせた諸室の供用を検討しつつ、継続して実施することとします。

また、各いきいきセンターの立地条件が異なることや、指定管理者ヒアリング等で把握した運営状況を踏まえ、指定管理者による利用者増に向けたインセンティブが働く仕組みの設定及び利用者サービスの更なる向上のため、利用料金制を導入※するとともに、立地条件や周辺類似施設の状況を勘案して利用料金の適正化を図ることで、指定管理者の創意工夫を一層引き出します。

そのうえで、利用が見込めない施設については、市民や地域が主体となる活動拠点への転用も含め、改めて資産の有効活用の観点から活用方法を検討します。

※利用料金制の導入

現在、いきいきセンターの貸館利用に係る料金は、京都市が収入する「使用料」となっており、指定管理者は、利用者が支払った使用料を京都市に代わって収納する事務を受託しています。

利用料金制度とは、この貸館利用に係る料金を指定管理者の収入とする制度であり、サービスの質や稼働率の向上など、指定管理者の自主的な経営努力を促すことができます。

また、利用料金を京都市に納入する必要がなくなることから、京都市の会計事務の効率化が図れるとともに、指定管理者が利用料金の設定や利用申込みなどの手続について柔軟に対応することが可能となります。

(2) 市民活動支援事業・市民活動活性化事業

市民活動支援事業・市民活動活性化事業については、これまでの事業の実績及び地域や利用団体のニーズを踏まえ、より効果的に事業を展開するため、必須業務ではなく提案制とし、指定管理者の選定過程において、評価委員会が事業内容を審査し、その結果を踏まえ採択したものを実施する仕組みを導入します。

さらに、採択された事業の成果や実績について、毎年度、評価委員会において評価を行うことで、提案された事業が適正に実施されているか確認するとともに、次年度以降も事業内容がより良いものへと発展・充実していく循環の構築を目指します。

なお、市民活動活性化事業のうち、いきいきセンターがない地域では地域の自主的な財源により取り組まれている事業については、それぞれの状況を踏まえつつ、地域の活性化に向けて自立的に実施される取組への移行を進めていきます。

(3) 高齢者ふれあいサロンの運営

高齢者ふれあいサロンについては、高齢者の憩いの場としての利用が全体的に減少している中で、利用者が極めて少ないところがある一方で、高齢者を地域活動の担い手と捉え、様々なイベント等を開催することにより利用者が増加しているところもあります。こうした現状を踏まえ、現在の高齢者を対象とする限定的な運営から、多世代が利用し交流できる施設へと見直すとともに、必須業務ではなく提案制とし、指定管理者の選定過程において、評価委員会が事業内容を審査し、その結果を踏まえ採択したものを実施する仕組みを導入します。

さらに、採択された事業の成果や実績について、毎年度、評価委員会において評価を行うことで、提案された事業が適正に実施されているか確認するとともに、次年度以降も事業内容がより良いものへと発展・充実していく循環の構築を目指します。

なお、いきいきセンターの一部として十分な活用が見込めない場合には、市民や地域が主体となる活動拠点への転用も含め、改めて資産の有効活用の観点から活用方法を検討します。

2 施設の更なる進化に向けた活用提案の募集

いきいきセンターについては、これまでの指定管理者制度により運営する枠組において一定の成果を挙げてきていますが、本市の厳しい財政状況の下、市民活動支援を持続可能なものとするため、市民活動や地域活動の支援に意欲的な団体（市民団体、地域団体、NPO 法人、企業等）の自由な発想に基づく運営に委ねるという選択肢も検討すべき時期に来ています。

そこで、未利用部分の活用も含め公の施設としての運営にとらわれない柔軟な手法も含めた様々な活用方法を検討するため、サウンディング型市場調査※を実施しました。

頂いた提案・意見から、更なる進化に向けた施設活用について一定の可能性があることは把握できましたが、新型コロナウイルスによる事業への影響も懸念される状況では提案は困難であるといった意見もありました。

また、頂いた提案についても、指定管理者制度の枠組による公の施設としての運営を前提とするものであることに加え、施設の活用に当たっては、本市による施設・設備の整備や経費の負担を前提とするもの、施設の利用可能期間の明示を求めるものなどがありました。

今回の調査結果を踏まえ、公の施設としての運営にとらわれない効果的かつ実効性・実現性の高い提案を頂くため、各いきいきセンターの立地や施設・設備の状況、利用可能期間など活用に関する課題の整理を進め、市民活動や地域活動の支援に意欲的な団体の自由な発想に基づく運営について、引き続き検討していきます。

※サウンディング型市場調査

公有財産の活用や民間活力導入の検討などを行う際、事業発案や事業化検討段階において、事業者等との対話を通じ、アイデアの収集や市場性の有無、実現可能性の把握を行うもの。

3 老朽化する施設の対応方針

いきいきセンターの施設は、築50年以上経過したものが3施設、築40年以上経過したものが6施設であるなど、全体として老朽化が進行しています。答申においても言及されたとおり、いきいきセンターは、資産を有効活用する観点から既存施設を転用したものであり、利用可能な期間における暫定利用であるとも解されることから、多額の経費を要する大規模修繕等は行わないことを基本とします。

また、今後の施設の供用期間や活用方法については、いきいきセンターの施設単体で考えるだけではなく、京都市庁舎施設マネジメント計画や京都市市営住宅ストック総合活用計画などの考え方を踏まえ、いきいきセンターが所在する地域全体の市有施設・敷地を最適活用する観点から方向性を定めています。

一方で、現行の施設をいきいきセンターとして供用する間に施設の安全性を維持するために必要となる補修については、今後の施設の供用期間や活用方法を踏まえ、優先順位を定めながら計画的に実施していくこととします。

なお、これまでいきいきセンターが実施してきた市民活動支援や市民活動活性化事業等において、利用者との交流・協働により生まれた取組については、施設供用期間の経過後も自主的な取組として継続できるような方策を検討します。

<参考1>

京都市いきいき市民活動センターの所在地及び貸館等

(1) 所在地及び貸館等

センター	所 在 地	建築後年数 (令和2 年度末 時点)	貸 館 諸 室 詳 細						高 齢 者 ふ れ あ い サ ロ ン
			会 議 室	集 会 室	多 目 的 ホ ー ル	音 楽 室	料 理 室	和 室	
北	北区紫野北花ノ坊町18番地	44年	○	○	○	○	○	○	
岡崎	左京区岡崎最勝寺町2番地	50年	○					○	
左京東部	左京区鹿ヶ谷高岸町3番地の2	45年	○	○	○		○	○	○
左京西部	左京区田中玄京町149番地	56年	○					○	○
中京	中京区西ノ京新建町12番地の34	42年	○				○		○
東山	東山区三条通大橋東入2丁目下る 巽町442番地の9	33年	○	○	○	○		○	○
下京	下京区上之町38番地	13年	○	○		○		○	○
吉祥院	南区吉祥院砂ノ町47番地	33年	○				○	○	○
上鳥羽北部	南区上鳥羽南唐戸町62番地の2	42年	○					○	○
上鳥羽南部	南区上鳥羽山ノ本町60番地	41年	○						○
久世	南区久世大築町54番地の1	34年	○				○	○	○
醍醐	伏見区醍醐外山街道町21番地の21	53年	○	○				○	○
伏見	伏見区深草加賀屋敷町6番地の2	41年	○	○		○			○

(2) 立地状況



<参考2>

京都市いきいき市民活動センターの更なる進化に向けた有効活用に係る サウンディング型市場調査結果

1 調査対象

京都市いきいき市民活動センター（北いきいきセンターを除く市内12箇所）

2 対象者（応募資格者）

いきいきセンターを活用した市民活動を支援・活性化する事業や、企業CSR、ソーシャルビジネスなどに関心のある民間事業者、特定非営利活動法人等

3 調査において求めていた提案

- 市民活動支援を更に推進するための利活用策
- 市民活動の拠点として更に活動を活性化する利活用策
- 地域の活性化に資する事業を効果的・継続的に実施可能とする利活用策

4 受付期間

令和2年5月29日（金）から令和2年7月31日（金）まで

5 提出された提案や意見（概要）

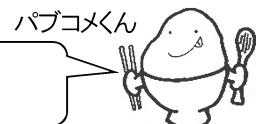
- 全センターが横並びに広く市民活動を支援するのではなく、京都市において施設を整備したうえで、センターごとに支援分野を特化してはどうか。
- 収益的事業を実施できるようにするべき。
- 施設の活用意欲はあったが、新型コロナウイルス感染症の影響がつかみきれず、現時点では提案できない。
- 施設の使用料や利用可能期間を明らかにしてほしい。
- 自由な発想で柔軟に運営できることはよいことだが、市民活動を支援しながら自主運営する事業プランの構築には十分な検討・調整期間が必要である。

『京都市いきいき市民活動センターの在り方の基本方針（案）』へのご意見をお寄せください。

※FAX等で送付いただく場合は、この用紙をお使いください。FAX：075-222-3042

（13行用紙）

皆様からのたくさんのご意見をお待ちしています。



※いただいた御意見をまとめる際に参考にします。差し支えのない範囲でご記入（○印）ください。

【年齢】 1 20歳未満 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代

5 50歳代 6 60歳代 7 70歳以上

【お住まい等】 1 京都市在住 2 京都市内に通勤・通学（市外在住） 3 その他



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収などへ！

京都市いきいき市民活動センターの在り方について（答申概要）

1 経過

「隣保館」（昭和11年～）

同和問題の解決に向けて、主として旧同和地区住民の生活改善や生活支援を目的に、昭和11年に設置された。

「コミュニティセンター」（平成14年度～）

「地域改善対策特定事業に係る国と財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、平成14年4月からは、コミュニティセンターとして、生活相談をはじめとする隣保館事業に加え、市民の交流とコミュニティ活動の振興を図る施設として役割を果たした。

「京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会報告(抄)」（平成21年3月）

- ・市民共有の社会資源を、全市的な観点から、より有効に活用。
- ・全市的な観点から市民生活、市民活動を支援する施設として活用するなど、より開かれた活用の在り方を具体的に定めていくべき。

「いきいき市民活動センター（13箇所）」（平成23年度～）

【設置目的】

市民公益活動、サークル活動など市民活動を幅広く支援していくため、京都市市民活動総合センターを補完し、市民がいきいきと活動できる場所と機会を提供する。

【コンセプト】

市民活動総合センターのブランチ機能を有しつつ、それぞれが独立した公の施設として、施設管理者を中心に、地域や施設利用者との『交流』、『協働』を通じ、それぞれが特色ある施設へと『進化』していく在り方を目指す。

【実施事業】

（1）貸館事業

- ・市民公益活動、サークル活動等広く市民の自主的な活動のために、会議室等を供用。

（2）市民活動支援事業、市民活動活性化事業

- ・市民団体等の相談対応、団体間の交流促進、情報発信等の実施。
- ・市民活動の活性化を目的としたイベントや、市民活動を支援するための各種講座や研修会等の実施。

（3）高齢者ふれあいサロンの運営

- ・高齢者の憩いの場として設置。

2 答申の概要

（1）貸館事業

現状・課題

- ・利用件数は年々増加し、稼働率も上昇。
〔利用件数 23年度：15,397件→30年度：44,267件〕
稼働率 23年度：15.2%→30年度：39.2%
- ・市民活動団体、サークル等の活動拠点として定着。
- ・稼働率80%を超えた施設がある一方で、稼働率が低い施設もあるなど、施設によって利用状況に差。
〔稼働率 30年度 最高：80.1% 最低：5.6%〕
- ・貸館事業やそれに関連する公金収納事務、市民活動支援事業等のために、職員2名を配置。
- ・赤字の施設がある一方で、大きな黒字の施設もあり、支出の分析、算定方法の確認が必要。
〔30年度：赤字最大△167千円、黒字最大5,797千円〕

今後の方向性

- ・利用が増加しており、市民団体や地域団体の活動拠点として定着していることを踏まえると、基本的には、ニーズに応じた形で継続を検討。
- ・指定管理者の創意工夫をより一層引き出す（インセンティブが働く）仕組みとするため、利用料金制の導入、効率的に運営している指定管理者を基準とした委託料の算定、柔軟な職員配置（貸館のみのいきセン：2名→1名）を検討。

（2）市民活動支援事業・市民活動活性化事業

現状・課題

- 【市民活動支援事業】
 - ・市民団体等からの相談対応、団体間の交流促進、情報発信などを実施。
 - ・施設によっては、事業の認知度、利用頻度共に低い。
- 【市民活動活性化事業】
 - ・指定管理者の得意分野・専門分野を活かした取組が展開。
 - ・一般的に地域団体の自主的な財源により取り組まれている事業も含まれている。

今後の方向性

- 【市民活動支援事業等】
 - ・市民活動支援事業等の内容等の差は、指定管理者の個性に加え、地域のニーズに違いがあることも影響していると考えられるため、全センター必須の基礎業務と位置付けている現在の仕様を見直し、追加業務に位置付けを変更（優れた提案があった施設において実施）。
- 【市民活動活性化事業】
 - ・一般的に地域の自主財源により取り組まれている事業（例：夏祭り、盆踊り）については、継続実施期間に上限を定めるなど、地域の自立的取組への移行を促すための運用を検討。

（3）高齢者ふれあいサロンの運営

現状・課題

- ・高齢者を対象としたイベント等により、利用者が大きく伸びている施設がある。
- ・全体としては、年々、利用者数が減少。
〔23年度：22,817人→30年度：20,908人（△1,909人）〕
〔30年度：1施設当たり平均 6.3人/日
（最高：25人/日 最低：0.5人/日）〕
- ・センターの本館とは別棟となっている高齢者ふれあいサロンには職員を1名配置。
- ・利用者数の増加や効率的な運営に向けた見直しが必要。

今後の方向性

- ・利用者の増加に向けた指定管理者の創意工夫をより一層引き出すため、追加業務に位置付けを変更。
- ・多世代が利用し、交流できる事業の実施などの利用者増に向けた優れた提案があった施設において実施。

(4) 施設の更なる進化について（提案）

- ・市民活動や地域活動の支援として、行政の施設を NPO 法人や企業の CSR の拠点として活用している例がある。
- ・市民活動や地域活動の支援に意欲的な団体（市民団体、地域団体、NPO 法人、企業等）の自由な発想に基づく柔軟な運営に委ねる選択肢を検討すべき時期に来ている。
- ・市民活動に取り組む団体や企業の中には、活動拠点を探しているケースもあると想定され、貸館事業と共に存する形を含め、広く提案を募集することで、市民活動の幅の拡大につなげていくこともできる。
- ・市民活動支援の取組を持続可能なものにしていくため、現在未利用となっている施設部分の活用を含め提案募集について検討いただきたい。

(5) その他（付言）

- ・建築後 50 年を経過する建物もあり、全体として老朽化が進んでいる。
- ・施設を継続的に運営していくためには、多額の経費が必要になる事態も想定される。
- ・元々、資産の有効活用として転用したもので、設置当初からそれぞれが特色ある施設への「進化」を目指すとされていた。
- ・利用可能な期間における暫定利用であるとも解される。
- ・いきいき市民活動センターの在り方を示す機会を捉え、現在の活用を将来にわたって継続していくのかどうかを明らかにしたうえで、施設の供用期間や多額の補修費が必要となる不具合が発生した場合の対応について明確にしておくことが必要。